

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	1	府省庁名 文部科学省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	私立大学が行う受託研究の受託研究収入の非課税措置の拡充	
要望内容 (概要)	<p>現状、私立大学が行う受託研究については、一定の要件を満たすもの以外は法人税法上の収益事業の「請負業」として整理され、課税対象とされているところ、当該要件にかかわらず、私立大学が行う受託研究は全て非課税とする。</p> <p>(参考)</p> <p>非課税とされる受託研究の要件（法人税法施行令第5条第1項第10号）</p> <p>①実施期間が3月以上のもの</p> <p>②委託に係る契約又は協定において当該研究の成果の帰属及び公表に関する事項が定められているもの</p> <p>（関係条文）</p> <p>法人税法施行令（昭和四十年三月三十一日政令第九十七号）</p> <p>第五条</p> <p>十 請負業（事務処理の委託を受ける業を含む。）のうち次に掲げるもの以外のもの</p> <p>イ～ハ（略）</p> <p>二 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条（定義）に規定する学校法人がその設置している大学に対する他の者の委託を受けて行う研究に係るもの（当該研究に係る実施期間が三月以上のもの並びにその委託に係る契約又は協定において当該研究の成果の帰属及び公表に関する事項が定められているものに限る。）</p>	
減収見込額	[平年度] ▲180（－）（単位：百万円）	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国の教育研究において極めて重要な位置を占める私立大学について、民間企業からの受託研究を受け入れやすくし、私立大学における多角的な研究資金の獲得の促進及び産学連携の推進を図るとともに、大学の教育研究機能の活性化や高度化を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>産学連携の推進による我が国の研究開発力の強化が近年強く求められており、「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）においても、「「組織」対「組織」の本格的な産学連携」が掲げられ、「これまで研究者個人と企業の一組織（研究開発本部）との連携にとどまり、共同研究の1件あたりの金額が国際的にも少額となっている産学官連携を、大学・国立研究開発法人・企業のトップが関与する、本格的でパイプの太い持続的な産学官連携（大規模共同研究の実現）へと発展」させるとともに、「2025年度までに大学・国立研究開発法人等に対する企業の投資額をOECD諸国平均の水準を超える現在の3倍とすることを目指す」とされている。民間企業からの受託研究の受入を促進することは、当該目標の達成に資するものであるところ、私立大学における受託研究の受入に当たっては、受託研究収入の非課税措置を活用するための成果の公表に係る要件について、企業側との交渉が難航することなどにより、契約締結に時間を要したり、契約に至らなかったりする例があるとの声が上がっているところである。</p> <p>平成14年度税制改正において、私立大学が行う受託研究のうち一定の要件を満たす受託研究の受託研究収入の非課税措置が創設されたことを受け、受託研究の受入件数・総額ともに増加傾向となるなど、一定の効果が見られるところであるが、民間企業からの受託研究については、平成15年度と平成26年度を比較すると、受入件数については国立大学がほぼ倍増しているのに対して私立大学はほぼ横ばいであり、受入総額は国立大学が約1.7倍に増加しているのに対して私立大学は減少傾向にあるなど、ともに伸びを欠いており、これらを増加させることが重要である。</p> <p>また、少子化や基盤的経費の減少等により、学校法人の経営環境が厳しさを増す中、私立大学においては、研究に必要な資金を自ら積極的に獲得する必要がある。</p> <p>そもそも、私立大学が行う収益事業の収益は当該大学の教育研究の充実のために充てられることとなり、営利を目的としたものではない。特に、私立大学が行う受託研究は、当該大学の主体性の下に、本来事業である教育研究の一環として行われ、当該大学の教育研究機能の活性化や高度化に資するものであることに加え、当該研究分野の研究水準の向上に資するなど、本来事業である教育研究事業と同様に公共性が極めて高い。こうした性質に鑑み、「日本再興戦略2016」で掲げられた目標を達成するため、本来事業と極めて密接に関連する目的を有する受託研究については非課税とする措置を講じることが必要である。</p>	
	ページ	1-1

なお、大学が行う受託研究は、国公立大学が行う場合と私立大学が行う場合とで、その目的・性格が異なるものではないにもかかわらず、国公立大学については法人税が非課税である一方、私立大学については一定の要件を満たさない限りは課税として扱うこととなっており、適当ではない。

本要望に
対応する
縮減案

—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標6 私学の振興 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興</p> <p>日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定）（抜粋） 組織トップが関与する「組織」対「組織」の本格的な産学官連携の推進</p> <p>これまでの大学改革や国立研究開発法人の改革により、大学・国立研究開発法人の双方で機能強化をはじめとした自己改革の取組の動きが具体化しつつあり、特に外部機関との連携や技術の社会実装へ強い関心が寄せられている。また、第4次産業革命をはじめイノベーションをめぐる環境が予想以上のスピードで変化し、国内外を問わず技術を広く取り込むことが企業にとってもますます重要となっており、オープンイノベーションに対する期待がかつてないほど高まっている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、これまで研究者個人と企業の一組織（研究開発本部）との連携にとどまり、共同研究の1件あたりの金額が国際的にも少額となっている産学官連携を、<u>大学・国立研究開発法人・企業のトップが関与する、本格的でパイプの太い持続的な産学官連携（大規模共同研究の実現）へと発展させる。</u></p> <p><u>具体的には、2025年度までに大学・国立研究開発法人等に対する企業の投資額をOECD諸国平均の水準を超える現在の3倍とすることを目指す。</u></p>
	政策の達成目標	民間企業からの受託研究の受入件数・総額の増加により、私立大学における多元的な研究資金の獲得の促進及び産学連携の推進を図るとともに、大学の教育研究機能の活性化や高度化を目指す。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
政策目標の達成状況	平成15年度以降、私立大学の受託研究の受入件数・総額はともに増加傾向にあるが、民間企業からの受託研究については、国立大学法人の受託研究の受入件数・総額と比べると、ともに伸びを欠いており、これらを増加させることが必要である。	
有効性	要望の措置の適用見込み	大学等を設置する学校法人（文部科学大臣所轄学校法人） 664法人
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	私立大学が行う受託研究の受託研究収入の非課税措置を拡充することにより、民間企業からの受託研究を受け入れやすくなり、更なる受託研究の受入件数・総額の増加が見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	（平成28年度当初予算） ・私立大学等経常費補助 3,153億円
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>学校法人に対しては、①私立学校の教育条件の維持向上、②在籍する学生等に係る修学上の経済的負担の軽減、③経営の健全性の向上を通じ、私立学校の健全な発達に資することを目的として国等による助成が一部行われている。</p> <p>一方で、教育研究を安定的・継続的に行い、その活性化や高度化を目指すためには、国等からの助成に加えて、学校法人が自ら多様な財源の確保を図り、財政基盤を強化していくことが重要であり、特に研究活動の推進に当たっては、各研究者が競争的資金も含めた外部資金を獲得することが不可欠である。</p>

	要望の措置の 妥当性	受託研究収入は、当該委託を受けた研究遂行のために直接使用されるほか、大学の教育研究活動の充実に充てられており、私立大学が行う受託研究を非課税とすることによって、民間企業との受託研究が促進されることになり、大学の教育研究活動の一層の充実が図られる。また、産学連携の推進、私立大学の研究機能の活性化や高度化、学術振興の観点からも効果が大きい。
	税負担軽減措置等の 適用実績	文部科学大臣所轄学校法人数の推移は以下のとおり。 平成23年度 668法人 平成24年度 672法人 平成25年度 670法人 平成26年度 666法人 平成27年度 667法人
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	私立大学が行う受託研究の受託研究収入の非課税措置を拡充することにより、民間企業からの受託研究を受け入れやすくなり、更なる受託研究の受入件数・額の増加が見込まれる。
	前回要望時の 達成目標	—
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
	これまでの要望経緯	新規要望